

セーフティネット保証制度  
(5号:業況の悪化している業種(全国的))

(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置。

【対象中小企業者】

- 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス10%以上(※)の中小企業者。  
※平成14年3月より、マイナス5%以上に緩和中。
- 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

【指定業種リスト】

- 5号追加指定リスト(平成19年11月27日～平成20年3月31日)(PDF/18KB)
- 5号指定リスト(平成19年10月1日～平成19年12月31日)(PDF/12KB)  
別紙:船舶用分類(PDF/85KB)  
※産業分類番号については、日本標準産業分類(PDF/689KB)又は、総務省統計局ホームページを参照。

(参考)

Acrobat PDFは、ファイル内を検索する機能が付いています(編集 検索 検索プロパティ 検索文字列を入力し、チェックボタンにチェックの上、検索をすることができます。)

＜お問い合わせ先＞

最寄りの信用保証協会

中小企業庁金融課

電話:03(3501)1511(内線5271～5275)